

## 逗子市いじめ防止基本方針（案）説明会 実施結果

1. 日時 令和3年8月1日（日）午前10時から午前11時20分

（※当初は令和3年7月3日（土）開催予定であったが、当日の大雨警報等の発令により急遽中止し、あらためて8月1日に開催をしたもの。）

2. 場所 逗子市役所5階 第4会議室

3. 説明会参加人数 3名

### 4. 参加者意見概要

Q.10月1日施行は拙速ではないか。

A.市の他の計画等においても、今回の基本方針と同様に説明会や意見募集を踏まえて策定をしており、特に手続きが拙速であるとは考えていないが、できるだけ多くの皆様の意見を踏まえて策定していきたいと考えている。

Q.法律や規則をつくるのではなく、すぐに警察に通報すべきでは。いじめ防止の看板の設置や警察による学校の見回りなど実効性のある対応をすべきでは。

A.いじめの内容にもよるが、児童・生徒の生命や心身の安全に関わるような事案については、すぐに警察へ通報するものと考えている。いじめ防止の周知方法や警察との連携については基本方針にも規定されており、今後いじめ問題対策連絡協議会等での協議も踏まえて対応をしていきたいと考えている。

Q.いじめ防止対策推進法が施行されて8年たっているが、その間なぜ策定してこなかったのか。

A.市内のすべての学校において学校いじめ防止基本方針が策定されていることや、市の基本方針策定については努力義務であったこと等により策定には至らなかった経緯がある。

Q.学校基本方針は見直しがされているのか。また保護者への説明も行われているのか。

A.学校いじめ防止基本方針の見直しについては、教育委員会から見直しするよう指示はしているが、必ずしもすべて見直しがされている状況には至っていない。周知等についても十分ではない現状にあると考えている。

Q.法律ができたらいじめが防止できる訳ではない。法律ができてでも犯罪は起こってしまう。いじめをしないという教育を家庭や学校ですていくべき。

A.市としても基本方針をつくただけでいじめがなくなるとは考えていない。基本方針に沿って、学校や教育委員会だけでなく、ご家庭や地域の皆様からのご協力をいただきながら、大人全員で考えていかなければならないものと考えている。

Q.本来はいじめではないものについてもいじめとして扱われると、本当はいじめをしていない子どもが、いじめをしたと言われてしまい傷ついてしまう。何がいじめなのか家庭や学校で指導をしていくべき。

A.法律では、「児童・生徒が苦痛を感じたものはいじめである」と規定されているため、本来ではいじめとは言えないようなことについても、いじめとして捉えられてしまう現状はあるが、学校現場での対応については、いじめとされた内容に応じて、例えばいじめといった言葉を使わずに指導するなどの柔軟な対応も想定している。基本方針にも規定されているとおり学校だけではなく、ご家庭でのいじめ問題についての取り組みが重要であると考えている。

Q.10月1日に基本方針が策定されたあとは、どのように周知していくのか。

A.市民の皆様へはホームページ等で、各学校へは別途周知をしていくが、他の周知方法については今後検討していく。